

第81号 平成28年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階

TEL&FAX (03)3263-2440



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
真淵 博



新年明けましておめでとうございます。平成28年の新春に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会及び会員各位におかれましては、長年にわたる公正競争規約の運用に御尽力いただき、また、消費者庁の消費者行政に対する御支援と御理解を賜り、改めて御礼を申し上げます。

わが国では、平成25年度の医療費が40兆円を超え、医療費抑制は、社会保障制度を維持していく上で非常に大きな課題となっております。このような中で、良質な医療サービスを提供し、医療に対する国民の安心・信頼を確保するためには、医療現場を支える衛生検査所業界の健全な発展は不可欠であり、そのために貴協議会が果たされる役割は大変大きなものであると考えております。

貴協議会におかれましては、本年も引き続き、公正競争規約の周知・徹底等、日々の取組を通じ、医療機関等と貴業界との取引の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

さて、消費者庁は、今年、発足から8年目を迎えます。引き続き、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するため、様々な課題に取り組んでいるところです。

表示対策課が所管する景品表示法については、平成26年に2度にわたって改正が行われました。まず、平成26年6月の改正では、行政の監視指導体勢が強化されたほか、事業者に表示等の管理上の措置を講じることが義務付けられました。さらに11月の改正では、不当表示に対する課徴金制度が導入され、昨年末に本年4月1日から施行されることが閣議決定されました。今後も引き続き、改正法に係る事業者等への普及啓発に積極的に努めていくほか、景品表示法に違反する行為に対しては厳正に対処してまいります。

商品・サービスの表示方法の複雑化、消費者ニーズの多様化等の状況の変化を踏まえると、行政による監視指導に加え、景品表示法に基づき認定された公正競争規約の厳正かつ効果的な運用に対する消費者からの期待は、以前にも増して大きくなっております。

表示対策課といたしましては、規約の変更等に関する業務はもとより、規約の運用に対する支援を行ってまいりたいと考えておりますので、本年も、表示対策課の取組に御支援・御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協議会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感



適正な競争の確保を目指して

衛生検査所業公正取引協議会
会長 江川 洋

新春を寿ぎ、謹んでお慶び申し上げます。

当協議会の会長職に就任後、初めて迎える年頭でもあり、一言ご挨拶を申し上げます。

当協議会は、昭和59年10月に景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた「衛生検査所業における景品提供の制限に関する公正競争規約」の運用機関として設立いたしました。今年、同規約の運用活動を開始してから早いもので32星霜を数えます。この間、会員各位のご努力により規約の重要性と必要性が徐々に衛生検査所業界に浸透し、ここに来て、規約の遵守活動が急速に推進されてきています。この流れを更に確かなものとするために、この一年、公正競争規約遵守の目的と目標を明確に、そして、具体的にしながら、衛生検査所業界の適正な競争の確保を目指して参りたいと念願しておりますので、宜しくお願いたします。

さて、ご承知の通り、今年は診療報酬改定の年となりますが、聞き及ぶ情報によりますと大変厳しいものとなることが予想されます。財務省は、薬価の引き下げだけでなく、診療報酬本体部分にも踏み込んだマイナス改定を求めていますし、また、昨年の骨太方針2015では、16年からの3年間で社会保障費の伸びを1兆5千億円に抑えることを閣議決定しています。他の情報も含めて考えると、何とか診療報酬本体部分への切り込みが先送りされたとしても、医療機関等への影響は避けられそうもありません。一方、検体検査の実勢価格が低いところから、検体検査実施料の引き下げも間違いなく実施されます。医療機関から検体検査を受託する衛生検査所にとって、今年は昨年以上に厳しい環境下に置かれることが予測されますが、患者の生命に直結する検体検査業務を担っている者として、検査精度を保証する義務があり、その

ためには、健全な経営、運営が確保されていなければなりません。厳しい経営環境は、ともすると競争の激化を生じることがあります。衛生検査所業界の過当競争により検査精度が疎かになったり、顧客である医療機関等との取引を誘引する手段として不当な景品類を提供することは、あってはなりません。

当協議会では、昨年5月の通常総会をもって規約違反の疑いのある案件に対しては、改善指導から違反措置に切り替え、9月には定期違反調査となる「公正競争規約遵守状況調査」を実施しました。そして、11月には30年ぶりに規約違反措置基準を改正しました。今後、規約違反行為に対しては、厳正なる措置を採って参りますが、規約の本来の目的の一つである違反行為の未然防止にも、協議会として改めて注力していく所存です。

先にも申し上げましたが、会員の皆様のご尽力と医療機関等のご理解、ご協力により公正競争規約は、かなり浸透し、広い範囲で規約が守られてきましたが、100%遵守にまでは至っていないのも事実です。まだ、進捗状況において地域差や会員間で温度差が残っており、今年はこの点を払しょくして参りたいと考えています。

私は、会長就任時に衛生検査所業界において規約違反を「しない」「させない」「認めない」を合言葉として、規約遵守活動に邁進して行こうと呼びかけました。今年も、この合言葉を継続して、規約の完全遵守を定着させ、そして、衛生検査所業界の適正な商慣習を確立し、社会の負託に応えて参りたいと決意しています。

この一年が、会員の皆様にとって実り多き年となりますように、また、臨床検査業界がますます発展することを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

改正「規約違反措置基準」の概要

公正競争規約はすべての会員が守ることにより、その効果が期待されるとの観点に立ち、規約違反の未然防止に力点を置いて活動を行っている。

しかしながら、規約で規定している景品提供制限事項は、日常の営業活動と密接に関連する事柄であることから、つつい勇み足となることも想定される。そのため規約第8条において、違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨等の文書警告を行ったり、警告しても改善をしない場合には違約金を課したりすることができる旨

規定している。

11月26日開催の理事会において、下記のとおり、「規約違反措置基準」の改正案が承認されたのでその概要を紹介する。今回の改正点は、略式警告の位置付け(施行規則第4条において、正式の文書警告を行う場合、あらかじめ略式の警告をすることが規定されている。)、措置の決定手続き、違反行為の公表、措置の対象者について明確化等を図ったものである。

【アンダーライン部分が改正箇所。新旧対比表はホームページに掲載している。】

規約違反措置基準

(平成27年11月26日 理事会決定)

「規約」に違反した事実が判明した場合、規約第8条に基づく措置は次の基準により行う。

第1 措置及び措置基準

(1) 注意

軽微な違反行為を行った会員に対し、違反行為の事実を指摘して改善するよう注意・指導する。

(2) 警告

違反行為を行った会員に対し、違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び違反行為を再び行ってはならない旨文書をもって警告するとともに当該会員より誓約書をとる。

ただし、警告を行う場合は、あらかじめ、違反行為の事実を指摘し、違反行為を取りやめるよう文書をもって略式の警告をするとともに、改善状況について文書による報告を求める。

(3) 嚴重警告

警告を受けた会員が警告に従っていないと認められたときは、当該会員の会社代表者を招致し、違反行為を速やかに排除する措置をとるべき旨及び違反行為を再び行った場合には、違約金を課し若しくは除名処分を行う旨文書をもって嚴重に警告するとともに当該会員より誓約書をとる。

(4) 違約金

嚴重警告を受けた会員が警告に従っていないと認められるときは違約金を課す。

(5) 除名処分及び措置請求

違約金を課したにもかかわらずこれに従っていないとき、又は再び違反行為を行ったときには除名処分をし、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求める。

第2 その他

(1) 注意及び略式警告については、運営委員会に諮り、違反行為地区の調査委員長が行う。

(2) 警告、嚴重警告及び違約金については、理事会において決議し会長が行う。

(3) 除名処分については、総会において決議し会長が行う。

(4) 警告(略式警告を含む。)、嚴重警告、違約金及び除名処分については、提供した景品類の種類、措置の内容等違反行為の概要を「公取協ニュース」及びホームページ(会員専用ページ)において公表する。なお、違約金及び除名処分については、原則として、違反者の会社名も公表する。

(5) 違反措置は、会員の会社代表者に対して行う。

(付) この措置基準は、平成27年11月26日理事会で決定

平成27年度第2回理事会を開催

当協議会の第2回理事会が、11月26日、午後3時から日本衛生検査所協会理事会に引き続き、東京・千代田区のホテルグランドアーク半蔵門において開催された。

議長に江川洋会長が就任し、審議が進められた同理事会では、9月に実施された「公正競争規約の遵守状況調査（定期違反調査）」から適用されることになった「公取協規約違反措置基準改正案」が満場一致で承認されると共に、運営委員・調査委員の変更、新会員の入会が、夫々、承認された。また、厚生労働省が都道府県等の担当部局へ発出した、当協議会が展開している公正競争規約の完全遵守活動に関する事務連絡等について報告がされた。



第2回理事会（ホテル グランドアーク半蔵門）

<議事審議：概要>

第1号議案 公取協規約違反措置基準改正案に関する件

事務局から規約違反措置基準を改正する目的について説明があった後、提出資料の規約違反措置基準改正案の新旧対照表を基に改正案について提案説明がされた。また、同改正案の承認が得られれば、本年9月に実施した規約の遵守状況調査から適用されたい旨、併せて提案がされ、夫々提案の通り承認された。

第2号議案 運営委員・調査委員の承認に関する件

事務局から運営委員2名及び調査委員4名の変更について提案説明があり、承認された。

新たに就任された委員は、次の通り。なお、任期は平成29年5月の通常総会終了時まで。

- <運営委員> 新井 孝志（エスアールエル）
児玉 泰光（キューリン）
- <調査委員> 関東甲信越地区担当
加藤 健一（昭和メディカルサイエンス）
古川 友一（エスアールエル）
宮田 雄一（ビー・エム・エル）
篠原 健（ビー・エム・エル）

第3号議案 会員の入退会に関する件

事務局から入会申込みのあった3施設の入会について提案があり、承認が得られれば移動後の会員数が378になるとの報告がされた。提案の通り、次の3施設の入会が承認された。

1. (株) LSI メディエンス（本社）東京・千代田区
2. (株) エスアールエル（本社）東京・新宿区
3. (株) CIS 熊本・人吉市

第4号議案 その他

事務局から①として、平成27年9月7日付けで厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室より各都道府県等の衛生検査所業担当部（局）へ発出された事務連絡「衛生検査所業における公正競争規約の完全遵守活動に関する活動について（情報提供）」、②として10月13日より各地区協議会において開催されている「公正競争規約完全遵守に向けた研修会」の開催状況について夫々、報告された。

Q & A

Q 公正取引協議会のウェブサイトの会員専用ページのIDとパスワードは、社内のどの範囲まで周知して良いか。

A 開示範囲は、会員の判断に委ねます。

編集後記

景品表示法違反行為についての課徴金導入の改正法がいよいよ今年施行される。課徴金対象となる違反行為は、不当な表示による顧客誘引行為に限られるが、過大な景品類の提供による顧客誘引行為についても、コンプライアンス体制の確立が求められている。

会員各社に設置されている「景品表示管理責任者」を通じて、公正競争規約の普及啓発に取り組み、違反行為の未然防止に取り組んで参りたい。（吉）